

遺族年金の男女差・合憲

【課題・1●●】 <遺族年金の男女差 判決>

1. 本件は 1998年 (H10年) 市立中学校教員 である妻が自殺し、夫は 地方公務員災害補償法 の 遺族補償年金 の受給を申請したが、妻死亡時 夫 51才で 55才以上の要件を満たさないとして支給されず、”支給要件の男女の年齢差” は 憲法14条1項 等に違反する、と提訴した。
2. 一審 (2013年・H25年) は ”現在一般的に共働き世帯が多く、配偶者の性による差別的扱いには合理性がない” として 不支給決定を取り消した。
3. 二審 (2015・H27.6) は ”地公災法の規定は不合理な差別ではない” と逆転敗訴し 上告した。
(P.4)

4. (P.3) は 本件 新聞記事、(P.4) 高裁判決文の一部、(P.5) 最高裁判決文で その要旨は下記。
「妻以外の遺族について一定の年齢に達していることを受給の要件としているが、男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況に鑑み、妻について一定の年齢に達していることを受給の要件としないことは、・・・ 合理的な理由を欠くものということはできない。

したがって、地公災法32条1項ただし書及び附則7条のうち、死亡職員の夫について一定の年齢に達していることを受給の要件としている部分が 憲法14条 1項 に違反するということはできない。

以上は、最大判 S39.5.27 (S37・オ・1472)、最大判 S57.7.7 (S51・ツ・30) の判例趣旨からも明らかである。」 (★ 1) (★ 2)

- ➡ 5. 本件は、地公災法の遺族補償年金の事例ですが、この趣旨・内容は 国公災法、労災法 や 公的年金法の遺族年金給付にも 同様に適用になる、と想定される。

6. 参考になる判例

(★1) 最大判 S39. 5.27。「高山町高齢職員待命処分事件」 (P.6) / (当日省略)

町長が町条例に基づき、過員整理の目的で行った町職員に対する待命処分は、55才以上の高齢者であることを一応の基準としたうえ、その該当者につき更に勤務成績等を考慮してなされたものであるときは、憲法第14条第1項 及び 地方公務員法第13条に違反しない。 ➡ (差別ではない)

(★2) 最大判 S57.7.7。「障害福祉年金と児童扶養手当」 (通称 堀木訴訟) (P.9)~

障害等級1級に該当し、障害福祉年金を受給中の女性が (公的年金と当時の禁止規定により) 児童扶養手当を受給できないのは、憲法13条、14条、25条2項に違反するとして 提訴。 ➡ 「違反しない」

◆ 最大判 S42.5.24。「生存権 と 生活保護基準」 (通称 朝日訴訟) (P.7)~

肺結核で療養所に入所し、生活保護法の生活扶助(日用品費●●●円) と 医療扶助を受けていた独身男性が、日用品費は低額で生活保護法、憲法に違反するとして提起。

- ➡ 「憲法25条1項は、国の責務として宣言したもので、直接個々の国民に具体的権利を賦与したものではない。具体的権利は生活保護法等の規定による。生活保護法の保護基準の ”健康で文化的な最低限度の生活” は、相対的概念で、文化の発達、国民経済状況等から総合的に判断すべき」

7. 検討、吟味

- ◆ 前記の ”朝日訴訟” ”堀木訴訟” は、社会保障に係る基本的な最高裁判例 とされる。
朝日訴訟の ”憲法25条1項は 国の責務で、具体的権利は各法令の規定による、その基準は相対的” 等の考えや関連法との関係は、社労士の分野でも類似している。
 - ”(公法上の) 事業主の義務は、必ずしも (私法上の) 労働者の権利 にならない” ⇒ 就業規則 等
 - ・60才定年になる社員が、”高雇安法 9条に基づき 私を再雇用して” とは 言えない
 - ・転勤を下命された社員が、”育介法26条に基づき 私の転勤に配慮して” とは 言えない
 - 会社が適法に 36協定書を届出たとしても、これに基づき ”残業や休出をして” とは 言えない
- ◆ 上記と表裏の関係になるかもしれませんが、「公的年金の法的性質」(H27 自主研発表内容)
”老齢、障害、遺族年金の逸失利益” における ”拠出のない社会保障的部分は逸失利益として否認される (権利性が弱い) が、拠出に対する部分は権利性が強く肯定される”。
この考え方・結論は、朝日訴訟・堀木訴訟 の判例要旨から想定されるかも ……
- ◆ 年金の減額は 憲法違反 か？
H25.10月～ 公的年金の物価スライド特例が解除され、2.5% 減額 されました。
これに関し ”年金の減額は違法” とし、H26年度 全国で 2万件超の審査請求が提出された。
このある比率・数が 再審査 ⇒ 司法・裁判に移る、と思います。この場合、(地方裁判所の一部は別として) 高裁、最高裁の判断・結論は 今日の内容からほぼ想定できる、と思いますが …
- ◆ 平等 とは ? ⇔ 公平・公正
 - ・一般的に 機会の均等 でなく 結果の均衡
 - ・拠出(入場料) の高低 とは ?

「年金額改定通知書」の確認・計算

(解 答 編)

H29. ●●● 使用

【課題・1●●】

〈H29年度 年金額改定通知書〉

1. (P.3) は、Aさん(左) / Bさん(右) の「年金額改定通知書」で、上段H27年度 / 下段H29年度です。以下、記載内容の確認、電卓をタイテ 金額計算 等を行って下さい。

★ H29年度の年金額 は 前年度から -0.1% (【課題・190】(H29.2.23) を参照)

- (1). 昨年・H28年度の年金額は、前年・H27年度と同額の結果でしたので「年金額改定通知書」の発行はなく、本年・H29年度は H27年度のものと比較することになります。

★ H28年度の年金額 については【課題・178】(H28.4.28) を参照

★ 計算には「H29 経過措置一覧表」〈塾・資料 H29-3〉(P.8) or 「相談便利帳」・P.33 も参照

- (2). Aさん (S25.10月生れ.女性) について 下記を確認して下さい。

① H27.4月時点は 64才なので ”定額部分のある特老厚 (63才~)” であるが、本年・H29.4月は 65才に達し ”国年 (老齢基礎) + 老齢厚生” に変わった。

② H27年の 厚年・基本額は 150,000円 (定額:97,560円 + 報酬: 52,429円) になっていた。
H29年は、国年・基本額 814,100 円、振替加算 80,748 円、国年額 計 894,848 円 のように記載されている。

③ 厚生年金保険 は (H27・報酬比例 52,429円 ⇒) H29・83,295円 に変わった。

- (3). Bさん (S19.5月生れ.男性) の H27年 ⇒ H29年 は 下記を確認して下さい。

① 国民年金・基本額 : 792,700円 ⇒ 791,900円 (約 0.999 -0.1%)

厚年・基本額 : 1,421,100円 ⇒ 1,420,022円 (約 0.999 -0.1%)

② 妻・Aさん が65才に達したので、加給年金額はなくなり、Aさんに振替加算されている。

2. (P.4)~の 2枚は (A)さんの ”年金見込額照会回答票” です。

①. (P.4)上部 から、Aさんの老齢厚生年金 は 本来額 (H2904) > 従前額保証 (改後H06) なので 法定・原則どおり 本来額を受給 する。



②. (P.5)上部 老齢基礎・見込額回答票 の 894,848 (円) を計算して下さい。

- | | | |
|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ◆ 老齢基礎年金 : 779,300円 | $779,300 \times [(291+41+148)/480] = 779,300 \times (480/480) = 779,300 \text{ 円}$ | … (1) |
| ◆ 付加年金額 : 200 (円) × 174 (月) = 34,800 (円) | | |
| ◆ 老基の基本額 : 779,300 + 34800 = <u>814,100 (円)</u> | | … (2) |
| ◆ 振替加算額 : <u>80,748 (円)</u> | … (P.8 塾・資料H29-3 参照) | … (3) |
| ◆ 老齢基礎年金勘定の合計額 : (1) + (2) + (3) = <u>894,848 (円)</u> | | … (4) |

- ➡ ③. (P.4)下部 平月/平額、及び (P.5)下部 厚年見込額回答票、資料H29-3、等 から、厚生年金の**本来額・H2904** 83,295 (円) を計算して下さい。

◆ 報酬比例の年金額	$162,797 \times (7.125/1000) \times 60 - [40,317 \times (7.125/1000) \times 60]$ = 69,596 - <u>17,236</u> (国年基金分) = 52,360 (円)	… (5)
◆ 差額加算 (経過的加算)	$1,625 \times 1.0 \times 60 - 779,300 \times (41/480) = 30,935$	… (6)
◆ 厚生年金保険 の 合計額	: (5) + (6) = <u>83,295 (円)</u>	… (7)

- ➡ ④. 同様に、(P.4)上段・右 **従前額保証・改後H06** 82,777 (円) を計算して下さい。

◆ 報酬比例の年金額	$[153,966 \times (7.5/1000) \times 60 \times 0.997] - [40,317 \times (7.125/1000) \times 60]$ = 69,077 - <u>17,236</u> (国年基金分) = 51,842 (円)	… (8)
◆ 差額加算 (経過的加算)	: (6) に同額 30,935 (円)	… (6)
◆ 厚生年金保険 の 合計額	: (8) + (6) = <u>82,777 (円)</u>	… (9)

(5) > (8) ((7) > (9)) ⇒ **本来額** を受給する

3. (P.6)～の 2枚は (B)さんの ”年金見込額照会回答票”です。

- ①. (P.6)上部 から、Bさんの老齢厚生年金 は **本来額 (H2904) < 従前額保証 (改後H06)** なので 特例により **従前額保証** を受給 することになる。

- ➡ ②. (P.7)上部 **老齢基礎**・見込額回答票 の 791,900円 を計算して下さい。

◆ 老齢基礎年金	: 791,900円	
	$779,300 \times [(63+411)/480] = 779,300 \times (480/480) = 779,300$ 円	… (10)
◆ 付加年金額	: 200 (円) × 63 (月) = 12,600 (円)	… (11)
◆ 老齢基礎年金勘定の合計額	: (10) + (11) = 791,900 (円)	… (12)

- ➡ ③. (P.6)下部、資料H29-3 他 から (P.4)上部の **本来額・H2904** 1,419,027円 を計算して下さい。

◆ 報酬比例の年金額	$434,947 \times (7.334/1000) \times 424 = 1,352,518$ 円	… (13)
◆ 差額加算 (経過的加算)	$1,625 \times 1.065 \times 424 - 779,300 \times (411/480) = 66,509$ (円)	… (14)
◆ 厚生年金保険 の 合計額	: (13) + (14) = <u>1,419,027 (円)</u>	… (15)

- ➡ ④. 同様に、**従前額保証・改後H06** 1,420,022 円 を計算して下さい。

◆ 報酬比例の年金額	$414,748 \times (7.72/1000) \times 424 \times 0.997 = 1,353,513$	… (16)
◆ 差額加算 (経過的加算)	: (14) に同額 66,509 (円)	… (14)
◆ 老齢基礎年金勘定の合計額	: (16) + (6) = <u>1,420,022 (円)</u>	… (17)

(13) < (16) ((15) > (17)) ⇒ **従前額保証** を受給する

【課題・1●●】

〈検討・吟味〉

(興味のある方、時間をもう少しとれる方は、以下も確認・検討をしてください)

1. ”従前額保証”、”(物価)特例額”、”本来額”

◆ 受給年金額の変遷で主要・留意する必要のある内容

- ①. H12年の改正で年金額を -5% 減額するとし、厚年・報酬比例は給付乗率を -5% することとした。
(10/1000 ⇒ 9.5/1000) ~ (7.5/1000 ⇒ 7.125/1000) (〈塾・資料 H29-3〉参照)

実務上は、改正前の算出式(10~7.5/100)での金額 < 改正後の算出式(9.5~7.125/1000)になるまで、改正前の算出式による金額を保証する、とした。

この -5%しない算出式による額を”**従前保証額**”と呼称している。

- ②. 年金額は(基本的に)前年度消費者物価変動率(CPI)に対応して増減すると規定されている。しかし、H12~H14年の3年間は前年度物価が(-)であったが年金額を特例で減額しなかった。この3年間の累計 1.7%、更に H21, H22年分等で H25年初時点で 2.5% 法規定より高かった。物価下落に対応して年金額を減額せず法規定より高い額を”(物価)**特例額**”と呼称している。この差額は、H25.10 -1%、H26.4 -1%、H27.4 -0.5% で解消し、H27年度以降は存在しない。

◆ H27年度~、物価特例額は存在しなくなったので法規定の額(本来額)と -5%しない算出式の額(従前保証・改後H06)を個々の受給者毎に比較し、高額の方を受給している。

・(概括的に) S10年代以前生れの多くは従前保証額を受給し、S20年代以降の者は本来額のようにみえる。

・ H27年度に従前保証額を受給した者(68以降)は、以降、本来額、従前保障額ともに毎年度同じ指標・指数の”物価変動率”に応じて増減するので、両者の大小の関係は変わらず生涯死ぬまで従前額を受給し続けることになる。

同様に、H27年度に本来額を受給した者も、生涯本来額を受給し続けることになる。

◆ 年金額算出式の対比

1. 老齢基礎年金額(満額) : 本来額(法定額)のみ

$$780,900 \text{ (国年27条)} \times \underline{0.998} \text{ (H29の改定率)} = 779,338 \Rightarrow 779,300 \text{ (円)}$$

2. 老齢厚生年金額

・ 本来額 (厚年法 43条)

$$\text{平均標準報酬額 (H29再評価率)} \times \underline{5.481}/1000 \times \text{月数}$$

・ 従前額保証 (厚H12附21条)

$$\text{平均標準報酬額 (H06再評価率)} \times \underline{5.769}/1000 \times \text{月数} \times \underline{0.997} \text{ (H29スライド率/S13.4~生)}$$

2. 本来額受給者(Aさん)と従前額保証(Bさん)の「見込額回答通知書」・平月/平額の表示・記載様式が異なります。(Aさん・P.4下段とBさん・P6下段)

3. 「額改定通知書」国年(基礎年金)欄には、”付加年金額”(国年法 43条,44条)を含み((2)式,(11)式)口座への振込も国年・基礎年金の内数として入金します。

他方、国年法 第10章・115条~の”国民年金基金”は本通知書から除かれ((5)式,(8)式)口座への振込も国年・厚年本体とは別機関から入金されます。

4. 各年度の平均標準報酬月額(平月)又は標準報酬額(平額)で、(P.4)下段・Aさん、(P.6)下段・Bさんのような数値が実務で必要な場合は、(P.9)・Aさんの例のように Excelシートで算出ができます。

(離婚分割の金額計算では、欲しい数値になるかと・・・)